

東京都知事登録第2種—2958号

株式会社富士トラベル東京

令和2年6月16日

手配旅行条件書

区分	内容		料金
手配料金	運輸機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	15人以上の団体手配旅行の場合	旅行費用総額の20%
		個人(上記以外の場合)	1件につき 1,100円
	宿泊券のみの場合	15人以上の団体旅行の場合	旅行費用総額の20%
		個人(上記以外の場合)	1件につき 550円
	運送機関のみの場合		1件につき 550円
添乗サービス料金(宿泊、交通費等の旅行実費を除く。)			添乗員1人1日につき 15,400円
変更手数料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	15人以上の団体手配旅行の場合	変更に係る部分の変更前の旅行代金の20%
		個人(上記以外の場合)	1件につき 550円
	運送機関の予約・手配の変更		1件につき 550円
宿泊機関の予約・手配の変更(宿泊券の切替が必要な場合はそれを含む。)		1件につき 550円	
取消手続	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	人以上の団体手配旅行の場合	取消に係る部分の旅行代金の20%
		個人(上記以外の場合)	1件につき 550円
	運送機関の手配の取消し(未使用乗車船券の精算手続きがある場合はそれを含む。)		1件につき 550円
宿泊機関の手配の取消し(未使用宿泊券の精算手続きがある場合はそれを含む。)		1件につき 550円	
連絡通信費	お客様の依頼により緊急に現地手配等の為の通信連絡を行った場合等		1件につき 1,100円 (電話料、電報料は別)

(注)

- 1 団体旅行とは、複数の旅行者が代表者を定めて同一行程により旅行される場合をいいます。
- 2 お客様の希望により、変更又は取消しを行う場合は、運送機関、宿泊機関等の定める取消料のほか、上記変更手数料金、取消手数料金を申し受けます。
- 3 同一の宿泊機関に連泊する場合は、まとめて1件として扱います。
- 4 上記料金には消費税が含まれています。